

「はいこちら企業の労働10番です」

自動車部品を製造しているA社の社長さんからのご相談です。

「働き方改革関連法の改正で、従業員が年次有給休暇を5日以上取らないと、会社が

つています。また、年次有給休暇の取得率は極めて低く、「病気等のやむを得ない事情があつたときの欠勤等で辛うじて消化している」状況だそうです。

今回の働き方改革関連法の改正で、2019年4月から全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される

労働者（管理監督者等を含む）に対して、年次有給休暇日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。

り、最終的には業務に支障をきたすことにもなりかねないことを申し上げますと、「とにかく順番に有給休暇を取つてもらうことにします！」とのご返答。

「ちょっと待つてください！順番に『はい、今週はBさんとCさん、来週はDさんとEさん休んで』というわけにはいきません」

「就業規則の改訂？」そんなことできる者はうちの会社にはいないよ」とこれまた困った顔。

聞くところによると、就業規則はあるけれどここ数年触ったことがないとおっしゃり、

近年の法改正に全く対応されおらず、従業員への周知もなされていないことがわかりました。

就業規則は「職場のルーブック」です。労働条件や服務規律が明文化され、労働者に周知されることにようて、労働トラブルを未然に防ぎ、労働者も安心して働くことができるのです。

法改正への迅速な対応、企

業風土をふまえたより適切な運用、そして何より労働トラブル等に無縁の信頼のにおける企業体質の構築には、社会保険労務士の存在が欠かせないものとなっています。1事業場に1名以上の社会保険労務士の配備を提案させていただきたいと思います。

今回の件で、社会保険労務士の資格を持つている従業員の必要性を心から実感された社長さんは、福利厚生の一環として、社会保険労務士資格取得を奨励し、社労士講座の受講費の負担を会社が行うことを決められました。

最終的に労働基準協会関連の社会保険労務士法人で指導をさせていただき、(1)変更案の作成、(2)社内の決裁、(3)従業員代表からの意見聴取、(4)変更届の提出、(5)社内の周知等の手続きを経て、就業規則の改訂まで行いました。

当協会では令和2年夏の受験を目指す「社会保険労務士試験受験対策総合講座」無料ガイドランスを9月よりスタートします。詳しくは、本誌同封の案内をご覧ください。

働き方改革関連法が施行されています。就業規則の改訂はどの事業場でも「待ったなし！」の重大事項のひとつです。

「ちがう企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会
社会保険労務士 奥村孔子

就業規則の改訂



会社からの注文に毎日必死に対応していることがあります。しかし、ここ数年は人手不足で募集しても人が集まらないため、従業員の残業も多くな

ります。従業員35名で、親会社からの注文に毎日必死に対応しているのですが……」

罰則を受けると聞いたのです

従業員がほとんどいません。このまま従業員の自発性に任せていると有給休暇を取らなければなりません。いま、残り期限が少なくな

れば、使用者が時季指定を行う必要はなく、またできないのですが、A社の場合、5年以上年次有給休暇を取得した

従業員がほとんどいません。

このまま従業員の自発性に任せていると有給休暇を取らなければなりません。いま、残り期限が少なくな

イラスト・森沢康代